

小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 小値賀町は、地域脱炭素への移行及び再生可能エネルギーの導入推進を図るため、予算の範囲内において、小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）、長崎県地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実施要綱（以下「県交付要綱」という。）及び小値賀町補助金等交付規則（昭和57年小値賀町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱、県交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の交付を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

(1) 町税等に滞納がある者

(2) 小値賀町暴力団排除条例（平成24年11月1日小値賀町条例第16号）に規定された暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(交付の申請及び決定)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第4条の規定にかかわらず、小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、別表に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めた場合に限り、交付決定を行い、申請者に対して小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）を交付するものとする。

(申請の取下げの期日)

第5条 規則第8条に規定する別に定める期日は、前条第2項に規定する小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付決定通知書を受領した日から30日を経過する日までとする。

(変更等の承認申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の変更等をしようとする場合は、小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金（変更・中止・取下）承認申請書（様式第7号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて町長に提出し承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金（変更・中止・取下）決定通知書（様式第8号）を交付するものとする。

(交付の条件)

第7条 事業を実施する場合において、この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものと

する。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令及び関連通知を遵守すること。
- (2) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の重要な財産を、町長の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。
- (5) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- (6) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）の例による。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。
- (7) 町長は、補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。

（補助事業の完了予定期日の変更）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、町長あてに小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金完了予定日変更報告書（様式第9号）を提出し、その旨を報告するものとする。

2 完了予定期日の変更が補助事業の内容に著しい変更を伴う場合は、第6条に規定する補助金の変更承認申請によるものとする。

（交付の決定の取消し）

第9条 町長は、規則第17条の規定により交付の決定を取り消したときは、申請者に小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付決定取消通知書（返還請求書）（様式第10号）を交付し、補助金の一部又は全部の返還を命じることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第13条の規定にかかわらず、小値賀

町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書（様式第11号）に、別表に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、報告内容がこの要綱の規定に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付確定通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、規則第16条の規定にかかわらず、小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金支払請求書（兼支払口座振替依頼書）（様式第14号）を提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（自家消費量等の報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度から5年分について、発電した電力量や自家消費量等の実績について、自家消費量に関する報告書（様式第15号）により、町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて、発電した電力量や自家消費量等について、報告させ又は検査を行うことができる。

（書類の整備保管）

第14条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第7条第5号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管するべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条、第13条及び第14条の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表（第3条、第4条、第10条関係）

（1）自家消費型太陽光発電設備

補助の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光
-------	---------------------------------

		発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用促進を図る。
補助対象者		①住宅等に太陽光発電設備を設置する個人 ②事業所等に太陽光発電設備を設置する民間事業者
補助対象事業		自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2(2)ア(ア)に定める補助要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 小値賀町内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		1.補助単価 ①個人 : 7万円/kw（定額） ②民間事業者：5万円/kw（定額） 2.1件あたりの補助上限額を100万円とする。 ※(2)家庭用蓄電池との合計補助金額
交付申請書	様式	小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書（様式第1号）
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の10月末まで
	添付書類	①個人 1 申請者の確認書類（運転免許証の写し、住民票の写し等） 2 町税等の滞納がないことを証する書類（申請日の属する年度に取得したもの） 3 補助対象設備により発電する電力の消費量計画書（様式第2号） 4 補助対象事業費内訳書（様式第3号） 5 誓約書①（様式第4号） 6 誓約書②（様式第5号） 7 見積書（補助対象事業費の内訳が確認できるもの） 8 導入予定設備の概要が分かる書類（カタログ等） 9 機器配置図（太陽光パネル・蓄電池） 10 （代理人が申請する場合）委任状 11 その他町長が必要と認める書類 ②民間事業者 1 申請者の確認書類 （法人）登記事項証明書の写し

		<p>(個人事業者) 営業許可証、開業届出書、確定申告書の写し等</p> <p>2 町税等の滞納がないことを証する書類 (申請日の属する年度に取得したもの)</p> <p>3 補助対象設備により発電する電力の消費量計画書 (様式第2号)</p> <p>4 補助対象事業費内訳書 (様式第3号)</p> <p>5 誓約書① (様式第4号)</p> <p>6 誓約書② (様式第5号)</p> <p>7 見積書 (補助対象事業費の内訳が確認できるもの)</p> <p>8 導入予定設備の概要が分かる書類 (カタログ等)</p> <p>9 機器配置図 (太陽光パネル・蓄電池)</p> <p>10 (代理人が申請する場合) 委任状</p> <p>11 その他町長が必要と認める書類</p>
実績報告書	様式	小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書 (様式第11号)
	提出期限	交付申請をした日の属する年度の11月末まで
	添付書類	<p>1 補助対象事業費内訳書 (実績) (様式第12号)</p> <p>2 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し</p> <p>3 補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類</p> <p>4 補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録したカラー写真</p> <p>5 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真 (設置場所や補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもの)</p> <p>6 電力会社の系統との接続契約書の写し</p> <p>7 (余剰電力を売電する場合) 売電契約書の写し</p> <p>8 (蓄電池を設置する場合) 太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書類</p> <p>9 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの</p>
その他交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は補助対象外とする。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 	

(2) 家庭用蓄電池 ((1)の付帯設備であること。)

補助金の目的	太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用促進を図る。
補助対象者	①住宅等に家庭用蓄電池を設置する個人

		②事業所等に家庭用蓄電池を設置する民間事業者
補助対象事業		<p>(1)の付帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>※蓄電池のみの設置は対象外とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2(2)ア(イ)に定める補助要件を満たすこと。 2 小値賀町内に設置されるものであること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業ではないこと。
補助金額		<ol style="list-style-type: none"> 1.蓄電池の価格(円/kWh)の1/3 ただし、蓄電池の価格は15.5万円/kWhを上限とする。(工事費込み・税抜き) 2.1件あたりの補助上限額を100万円とする。((1)自家消費型太陽光発電設備との合計額) <p>※上限を超える蓄電池は対象外 ※1,000円未満切り捨て</p>
交付申請書	様式	小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書(様式第1号)
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の10月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 見積書(補助対象事業費の内訳が確認できるもの) 2 蓄電池の仕様が分かる資料(様式自由) 3 その他町長が必要と認める書類
実績報告書	様式	小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書(様式第11号)
	提出期限	交付申請をした日の属する年度の11月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象事業費内訳書(実績)(様式第12号) 2 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し 3 補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類 4 補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録したカラー写真 5 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真(設置場所や補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもの) 6 電力会社の系統との接続契約書の写し 7 (余剰電力を売電する場合)売電契約書の写し 8 太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書類

	9 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの
その他交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は補助対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

様式第1号

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

小値賀町長 様

小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金 交付申請書

小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の交付を受けたいので、小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第4条の規定により、別表に掲げる書類を添えて申請します。

申請者	氏名又は名称及び代表者名			電話番号	
	住所又は所在地				
補助対象設備の設置場所		北松浦郡小値賀町 郷 番地			
工事予定	着工予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
太陽光発電設備	最大出力	(A) kW	太陽電池モジュール公称最大出力合計またはパワーコンディショナー定格出力合計の低い方（小数点以下切捨）		
	補助対象経費（税抜き）	工事費 ※ 1	(B)	円	
		設備費 ※ 2	(C)	円	
	補助金の額 ※3	【個人】 (A) × 70,000 円	(D)	円	
【民間事業者】 (A) × 50,000 円					
蓄電池設備	蓄電容量	(E) kWh	定格容量の数値を記載（小数点第2位以下切捨）		
	補助対象経費（税抜き）	工事費 ※ 4	(F)	円	
		設備費 ※ 5	(G)	円	
	価格 / kWh	{ (F) + (G) } ÷ (E)	※11.9万円/kWh 以下の場合に補助対象		
	補助金の額 【{(F) + (G)} × 1/3】 ※3	(H)	円		
蓄電池の仕様の確認（国実施要領別紙2の2(2)ア(i)に定める仕様）		<input type="checkbox"/> 適合することを確認しました。 <input checked="" type="checkbox"/> ※確認した場合は			
補助金交付申請額 【 (D) + (H) 】			円		
施工業者	名称			電話番号	
	所在地			担当者	

※1…太陽光発電設備の設置に係る費用のみとする。

※2…太陽光発電設備の設置に伴う附帯設備（蓄電池設備を除く）分を含む。

※3…補助金の額は1,000円未満を切り捨てる。

※4…蓄電池設備の設置に係る費用のみとする。

※5…蓄電池設備の設置に伴う附帯設備（太陽光発電設備を除く）分を含む。

<確認事項>

以下の事項を確認し、□に✓を入れてください。（全てに✓を入れた場合のみ、補助対象。）

- 導入予定設備は商用化され、導入実績があること。中古設備でないこと。
- 固定価格買取制度（FIT）又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 本補助金の交付対象経費と重複して、国の他の補助金等の交付を受けないこと。
- 導入する太陽光発電設備による自家消費割合を満たすこと。（個人30%以上、民間事業者50%以上）
- 発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 家庭用12.5万円/kWh以下（又は業務用11.9万円/kWh以下）の蓄電システムの調達に務めました
が、調達困難であることから、上記価格にて申請します。

様式第2号

様式第2号(第4条関係)

補助対象設備により発電する電力の消費量計画書

氏名又は名称 及び代表者名	
太陽光発電 設備出力	kW
年間発電量 見込	(A) kWh
年間自家消費量 見込	(B) kWh
年間売電量 見込	kWh
自家消費率 (B) / (A)	%
	個人 : 自家消費率は30%以上とすること 民間事業者: 自家消費率は50%以上とすること

様式第3号

様式第3号（第4条関係）

補助対象事業費内訳書

補助対象	経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
太陽光発電設備	工事費				
	設備費				
	業務費 事務費				
蓄電池	工事費				
	設備費				
	業務費 事務費				
合計					
補助金額（交付申請額）					円

※税抜きの価格を記載してください。

様式第4号

様式第4号（第4条関係）

誓約書①

- (1) FIT（固定価格買取制度）の認定またはFIP制度の認定を取得しないこと。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- (3) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (4) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (5) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- (6) 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- (7) 一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。
- (8) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (9) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (10) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (11) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (12) 関係法令及び条例の規定に従い、補助対象設備を処分すること。
- (13) 補助対象設備について、国、県、市区町村から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていないこと。
- (14) 事業完了年度の翌年度から5年分について、発電した電力量や自家消費量等の実績を報告すること。また、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。ただし、取得財産等の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存すること。
- (15) 小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、適切に事業を実施すること。また、万が一、補助金の交付決定の取消しに伴う補助金の返還や、財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく小値賀町の指示に従い返還、納付すること。

小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の交付申請にあたり、上記の項目について了承し、遵守することを誓います。

年 月 日 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

（申請者本人が自署してください）

様式第5号

様式第5号（第4条関係）

誓約書 ②

私（当社）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益や損害を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、誓約事項の事実確認のため、提出した書類等により警察へ照会がなされる場合があることを承諾します。

記

- 1 私（当社）は、「小値賀町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- 2 私（当社）は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
 - (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
 - (2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - (4) 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団等に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と友人又は知人として会食、遊技、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
 - (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者又は警察等捜査機関が確認した者

小値賀町長 様

年 月 日

住所（又は所在地）

氏名又は名称及び代表者名

印

委任状

年 月 日

小値賀町長 様

申請者（委任者）

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

電話番号

印

私は、小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の申請等に関することを以下の者に委任します。

代理人（受任者）

住所

名称

役職・代表者氏名

印

担当者

所属

氏名

電話番号

（担当者へ繋がる直通番号をお書きください）

様式第6号

様式第6号（第4条関係）

第 号

小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付決定通知書

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

年 月 日付けで申請のあった小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の交付については、小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

小値賀町長

記

1. 交付決定額 円
2. 補助対象設備の設置場所 長崎県北松浦郡小値賀町 郷 番地
3. 交付決定の内容 年 月 日付け小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書のとおり
4. この補助金は、小値賀町補助金等交付規則（昭和57年小値賀町規則第4号）の適用をうけるものであること。

様式第7号

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

小値賀町長 様

小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金
（変更・中止・取下）承認申請書

先に交付決定を受けた佐々町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、補助事業の内容変更、中止又は取下の承認を受けたいので、小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

申請者 （交付決定者）	氏名又は 名称及び 代表者名		担当者名	
	住所又は 所在地			
補助金の交付決定	文書番号			
	文書発出日	年 月 日		
承認申請の種類	※該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 内容変更 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 取下			
承認申請の理由				
補助金の交付申請額 ※内容変更の場合のみ記載	(変更前)	円	(変更後)	円

様式第8号

様式第8号（第6条関係）

第 号

小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金（変更・中止・取下）決定通知書

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

年 月 日付け第 号で申請のあった小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の（変更・中止・取下）については、申請書のとおりこれを承認し、小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり（変更・中止・取下）することに決定したので通知します。

年 月 日

小値賀町長

記

1. 補助対象設備の設置場所 長崎県北松浦郡小値賀町 郷 番地
2. 変更前の交付決定額 円
3. 交 付 決 定 額 円
4. この補助金は、小値賀町補助金等交付規則（昭和57年小値賀町規則第4号）の適用をうけるものであること。

様式第9号

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

小値賀町長 様

小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金完了予定日変更報告書

先に交付決定を受けた小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、補助事業の完了予定日を変更したいので、小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により報告します。

交付決定者	氏名又は 名称及び 代表者名		電話番号	
	住所又は 所在地			
補助金の交付決定	文書番号			
	文書発出日	年 月 日		
補助金交付決定額				円
交付決定時の完了予定日				年 月 日
変更後の完了予定日				年 月 日
完了予定日変更の理由 (具体的に記載すること)				

様式第10号

様式第10号（第9条関係）

年 月 日

様

小値賀町長

小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付決定取消通知書（返還請求書）

年 月 日付で交付決定した小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

取消理由	
------	--

- 補助金は交付されていない。
- 補助金がすでに交付されている。

以下のとおり、補助金の返還を請求します。

- 1 返還請求額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法

様式第11号

様式第 11 号 (第 10 条関係)

年 月 日

小値賀町長 様

小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書

先に交付決定を受けた小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、補助事業が完了したので、小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、別表に掲げる書類を添えて報告します。

交付決定者 (報告者)	氏名又は名称及び 代 表 者 名			電話番号	
	住所又は所在地				
補助金の交付決定	文書番号				
	文書発出日	年 月 日			
設 置 場 所					
日 程	工 事 着 工 日	年 月 日	工 事 完 了 日	年 月 日	
	支 払 完 了 日	年 月 日			
補助金交付決定額		円			
電力会社の電力系統への接続日		年 月 日			

太陽光パネル	公称最大出力合計	[kW]
	型式 (メーカー)	
パワコンディショナ	定格出力合計	[kW]
	型式 (メーカー)	
	自立運転機能	有 ・ 無
蓄電池	定格容量	[kWh]
	型式 (メーカー)	
余剰電力売電の有無	有 ・ 無	
売電先		

※以下の書類が添付されていることを確認し、□に✓をつけてください。

- 補助対象事業費内訳書(実績) (様式第 12 号)
- 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し
- 補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類
- 補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録したカラー写真
- 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真(設置場所や補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもの)
- 電力会社の系統との接続契約書の写し
- (余剰電力を売電する場合) 売電契約書の写し
- (蓄電池を設置する場合) 太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書類
- 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

様式第12号

様式第12号（第10条関係）

補助対象事業費内訳書（実績）

補助対象	経費区分	補助事業に要する 経費	補助対象経費	実績内訳	備考	
太陽光発電 設備	工事費					
	設備費					
	業務費 事務費					
蓄電池	工事費					
	設備費					
	業務費 事務費					
合計						
補助金額（実績額）						円

※税抜きの価格を記載してください。

様式第13号

様式第13号（第11条関係）

第 号

小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付確定通知書

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定した小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の交付については、小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

年 月 日

佐々町長

記

1. 交付決定額 円

2. 交付確定額 円

様式第14号

様式第14号（第12条関係）

小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金支払請求書 (兼支払口座振替依頼書)

年 月 日

小値賀町長 様

請求者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名
電 話 番 号

印

小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

支払いは、下記の口座に振込をお願いします。

記

- 1 補助金額 円
- 2 振込先

金融機関名	銀行				本店				
	組合				支店・支所				
		金庫				出張所			
口座番号	普通 ・ 当座 (どちらかを○で囲む)								
フリガナ									
口座名義									

※申請者名義の口座を記入してください。

様式第15号

様式第15号(第13条関係)

年 月 日

小値賀町長 様

自家消費量に関する報告書

先に小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金を受けて設置した太陽光発電設備の発電量及び自家消費量について、小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第13条の規定により、以下のとおり報告します。

補助事業の名称		小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金		
報告者	氏名又は 名称及び 代表者名		電話番号	
	住所又は 所在地			
補助金の交付決定		文書番号		
		文書発出日	年 月 日	
補助対象設備の設置場所				
太陽光発電設備出力		kW		
報告期間		年度(年 月 ~ 年 月)		
期間中の発電量		(a)	kWh	
期間中の自家消費量		(b)	kWh	
期間中の売電量		kWh		
期間中の自家消費率		%	(b) ÷ (a) で計算	

※ 発電量等の実績が確認できる書類を添付すること。

太陽光発電設備等の設置場所の使用に関する同意書

太陽光発電設備等の設置場所の使用に関する同意書

年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

印

(所有者)

住 所

氏 名

印

当方が所有する下記の場所について、申請者が太陽光発電設備等を設置するために使用することに同意し、それを証するため署名捺印いたします。

記

1. 使用に同意する設置場所の別

建造物の屋根

建造物の屋上

土地

2. 使用に同意する設置場所の情報（※登記事項証明書（写）を添付してください）

所 在

家屋番号

種 類

3. 特記事項

小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請のため

以上

理由書及び確約書

理由書及び確約書

令和7年 月 日

先に決定を受けた、小値賀町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の実績報告書に添付する下記書類について、次の理由により提出が遅れることとなります。契約書類が整い次第、小値賀町役場へ提出することを確約します。

また、提出を行わなかった場合は、補助金を返還します。

記

- 1 提出が遅れる書類（※遅れてくる書類の（ ）内に○を記入してください）
（ ） 電力会社の系統との接続契約書の写し
（ ）（余剰電力を売電する場合）売電契約書の写し

- 2 提出が遅れる理由

- 3 電力会社の系統との接続（売電）申請日
令和7年 月 日

交付決定者 住所

氏名

⑩